

確約書(再々委託用)

「封印取付け委託要領」(平成18年国自管第86号)第10条第4項に基づき、丁種受託者である行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定する行政書士会から委託を受けた行政書士(以下「甲」という。)と、当該行政書士から再々委託を受けた行政書士(以下「乙」という。)は、下記のとおり確認する。

記

1. 甲は乙が以下の要件を満たすことを認め、甲の委託元である丁種受託者(兵庫県行政書士会)の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。
 - ① 自動車登録業務に十分精通していること。(他会の丁種会員であること)
 - ② 封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること。
2. 封印取付け作業を行う者は、乙と乙の使用人行政書士及びその補助者(総務省令に基づき、所属する行政書士会に届出している補助者に限る。)とする。
3. 乙は、封印取付け台帳を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等により、封印の取付け作業を適正に行うこと。
4. 乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け報告書により、甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて封印の取付け作業について乙に報告を求めることができるものとする。
5. 乙は、甲の委託元である丁種受託者が定める封印に関する規則、細則及び内規に従うものとする。
6. 乙が行う封印の取付け作業について問題が生じた際は、甲、乙が協議して解決するものとする。
7. 本確約書は、年月日から実施するものとする。
(内容は各行政書士会において決定するため、書士会毎に異なるものとなる予定。)

年 月 日

甲 兵庫県行政書士会 丁種会員
事務所住所

登録番号

氏名

印

乙 行政書士会 丁種会員
事務所住所

登録番号

氏名

印